賃上げ

賃上げにおける診療報酬改定ポイント

(サマリー) 医療職の賃上げについて、**40歳未満の医師、事務職は入院基本料や初再診料等の 引き上げ**で対応し、**医師、事務以外の医療職には新設のベースアップ評価料**を基本料等の加算 として設定する。期間限定の可能性はあるが人手不足の多くの医療機関にとっては対応が必須

- 入院基本料、特定入院料、初再診料等を引き上げ、40歳未満の勤務医、事務職員の賃 上げに資することとなった。今後、賃上げ計画や実績報告が求められる。またあわせて 栄養管理や身体的拘束最小化等を要件とする
- (新設)期間限定の可能性はあるが、医師、事務以外の医療職について賃金(基本料等の毎月の手当)を引き上げる原資として、ベースアップ評価料(I)が新設され、初再診、訪問診療、入院基本料に付随して算定できるようになる
- (新設)また透析や検査が多い施設(≒初再診料の収益割当が少ない施設)等で、上記ベースアップ評価料(I)では、賃上げの原資が少ない場合は、ベースアップ評価料(II)を追加算定できる



賃上げに係る評価の全体像

ベースアップ評価料

看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種(40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、 歯科技工所等で従事する者を除く)について賃上げを実施していくための評価

① 外来・在宅医療の患者に係る評価、訪問看護ステーションの利用者に係る評価

外来・在宅ベースアップ評価料(I)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)、訪問看護ベースアップ評価料(I)

・ 届け出が必要、初再診料等に評価を上乗せ(区分は設けない)

(新)外来・在宅ベースアップ評価料(I)初診時 6点 再診時2点 等



①による対象職員の賃上げが、一定の水準(給与総額の1.2%増)に達しないと見込まれる無床診療所、訪問看護ステーションのみ

①′賃金増率が低い場合の①への上乗せ評価

外来・在宅ベースアップ評価料(II)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)、 訪問看護ベースアップ評価料(II)

・一定の水準(対象職員の給与総額の1.2%)に達するため、評価の区分(8区分) を計算し、届出を行った施設について、①の評価へ上乗せ

(新)外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ) 等

入院に携わる職員のための評価

病院、有床診療所

② 入院患者に係る評価

入院ベースアップ評価料

- ・ 必要な評価の区分(165区分)を計算し、届出を行った施設について、入院料等 に評価を上乗せ
- 対象職員の賃上げの計画及び実績について、毎年報告
- ・ベースアップ評価料においては、算定した評価は、対象職員の賃上げ(ベースアップ等)に用いる必要 (令和6年度から令和7年度 への繰り越しは可)

初再診料、入院基本料等の引き上げ

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置

・ 賃上げの計画及び毎年の実績(各年)についてベースアップ評価料①~③に伴う報告や抽出調査等により把握

(新) 入院ベースアップ評価料(1日につき)

 1
 入院ベースアップ評価料1
 1点

<u> 2 入院ベースアップ評価料 2 2点</u>

<u>165 入院ベースアップ評価料165 165点</u>

13

1 医療従事者の賃上げの概要について(1)全体の概要①

- 昨今の食材料費、光熱費をはじめとする物価高騰の状況、30年ぶりの高水準となる賃上げの状況などといった経済社会情勢は、医療分野におけるサービス提供や人材確保にも大きな影響を与えています。
- こうした中、令和6年度診療報酬改定では、医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組として、**特例 的な対応**を行います。

物価高に負けない「賃上げ」の実現!

物価高に負けない「賃上げ」の実現を目指し、令和6年度診療報酬改定では、

- 病院、診療所、歯科診療所、訪問看護ステーションに勤務する看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種の賃上げの ための特例的な対応として、+0.61%の改定
 - 40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置として、 + 0.28%程度の改定 を行い、医療従事者の賃上げに必要な診療報酬を創設します。

また、 **令和6年度にベア+2.5%、 令和7年度にベア+2.0%の実現**に向け、

- ① 医療機関等の過去の実績
- ② 今般の報酬改定による上乗せの活用
- ③ 賃上げ促進税制の活用

を組み合わせることにより、達成を目指していくことになります。





ベースアップ評価料の算定要件は、当該評価料による収入を原則、全額ベア等に充てることです。その上で、さらに今般の報酬措置以外の収入や、税制措置も活用しながら、令和6年度ベア+2.5%、令和7年度ベア+2.0%の目標へのご協力をお願いします。

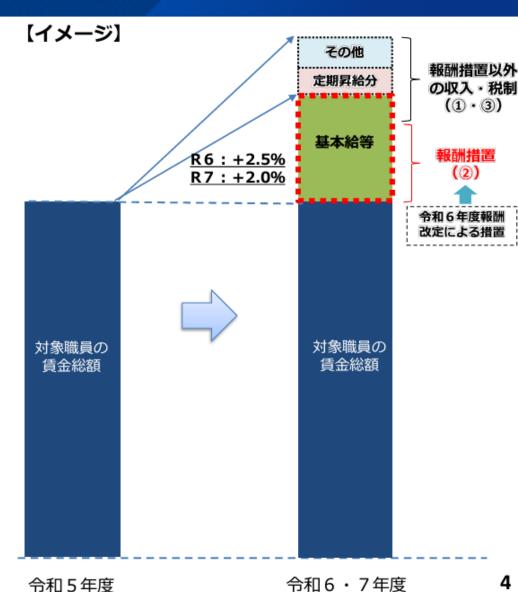




1 医療従事者の賃上げの概要について (1)全体の概要②

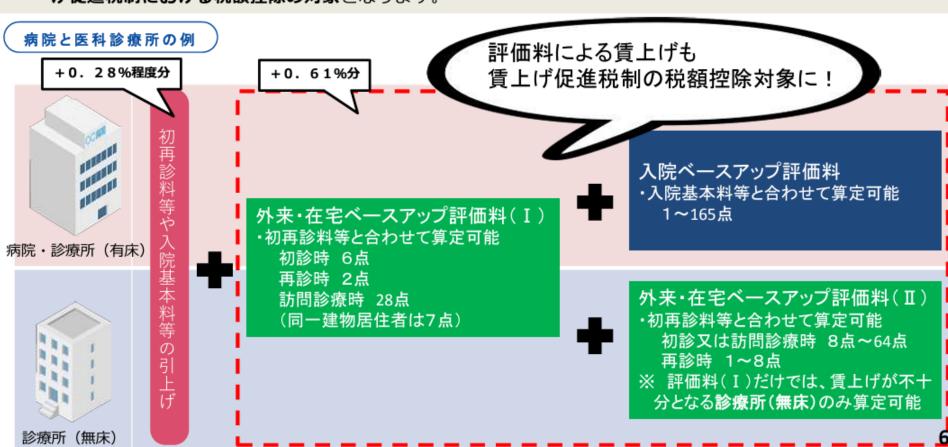
【基本的な方針】

- ■次の①~③を組み合わせた賃上げ対応
 - ① 医療機関や事業所の過去の実績をベースにしつつ、更に
 - ② 今般の報酬改定による上乗せの活用
 - ③ 賃上げ促進税制の活用
- 令和6年度に+2.5%、令和7年度に +2.0%のベースアップを実施し、定期 昇給なども合わせて、昨年を超える賃上 げの実現を目指す。



1 医療従事者の賃上げの概要について(3)創設される診療報酬について

- 令和6年度の診療報酬改定では、「外来・在宅ベースアップ評価料(I)、(II)」、「入院ベースアップ評価料」といった診療報酬を創設します。
- また、初再診料等や入院基本料等についても、職員の賃上げを実施すること等も踏まえた引上げを行います。
- さらに、**今回創設される診療報酬(既存の看護職員処遇改善評価料含む)による賃上げについては、賃上 げ促進税制における税額控除の対象**となります。



外来・在宅ベースアップ評価料

- (新) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)(1日につき)
 - 1 初診時 6点
 - 2 再診時等 2点
 - 3 訪問診療時
 - イ同一建物居住者等以外の場合 28 点
 - □ イ以外の場合 7点

[施設基準]

- (3) 当該評価料を算定する場合は、**令和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金**(役員報酬を除く。) **の改善**(定期昇給によるもの除く。)を実施しなければならない。・・
- (4) (3) について、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行い、基本給又は決まって**毎 月支払われる手当の引上げ**により改善を図ることを原則とする。
- (5)対象職員の基本給等を令和5年度と比較して一定水準以上引き上げた場合は、40歳未満の勤務医及び勤務強科医並びに事務職員等の当該保険医療機関に勤務する職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給によるもの除く。)を行うことができること。
- (6) 令和6年度及び令和7年度における当該保険医療機関に勤務する**職員の賃金の改善に係る計画**を作成していること。
- (7) 前号の計画に基づく職員の賃金の改善に係る状況について、定期的に地方厚生局長等に報告すること



外来・在宅ベースアップ評価料

[施設基準]

- (2) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)の届出を行っている保険医療機関であること。
- (3) 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) により算定される点数の見込みの 10 倍の数が、対象職員の給与総額の1分2厘未満であること。
- (4) 外来・在宅ベースアップ評価料(II)の保険医療機関ごとの区分については、当該保険医療機関における対象 職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)により算 定される点数の見込み並びに外来・在宅ベースアップ評価料(II)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II) の算定回数の見込みを用いて**算出した数** (II) の算定回数の見込みを用いて**算出した数** (II) の算定回数の見込みを用いて**算出した数** (II) に基づき、別表 2 に従い該当する区分のいずれかを届け出ること。



外来・在宅ベースアップ評価料

外来・在宅ベースアップ評価料 I だけでは、対象職員の給与総額の1.2%に満たない場合、昇給原資不足分として、外来・在宅ベースアップ評価料 II を不足金額分に応じて算定できる

※ただし、、、、法定福利分、対象職員以外の対応、令和8年目以降の対応は不明

別表2

[A]	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)及び歯科	点数(イ)	点数(口)
	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の区分		
0を超える	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1及び歯	8点	1点
	科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 1		
1.5以上	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2及び歯	16 点	2点
	科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 2		
1			
7.5以上	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8及び歯	64 点	8点
	科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 8		

初再診料等の評価の見直し

初再診料等の評価の見直し

外来診療における標準的な感染防止対策を日常的に講じることが必要となったこと、職員の賃上げを実施すること等の観点から、初診料を3点、再診料と外来診療料をそれぞれ2点引き上げる。

•		1	_	
•	Н	и	_	
	-	•		

【初診料】

初診料	288点
情報通信機器を用いた初診料	251点
初診料の注2・注3・注4	214点
情報通信機器を用いた場合	186点
初診料の注5	144点
情報通信機器を用いた場合	125点
注2~4に規定する場合	107点
情報通信機器を用いた場合	93点

【再診料】

再診料	73点
情報通信機器を用いた再診料	73点
再診料の注 2	54点
再診料の注3	37点
再診料の注2に規定する場合	27点

【外来診療料】

(外米衫撩科)	
外来診療料	74点
情報通信機器を用いた外来診療料	73点
外来診療料の注2・注3・注4	55点
外来診療料の注5	37点
注2~4に規定する場合	27点

改定後

【初診料】

划 診科	<u> 291只</u>
情報通信機器を用いた初診料	<u>253点</u>
初診料の注2・注3・注4	216点
情報通信機器を用いた場合	188点
初診料の注5	146点
情報通信機器を用いた場合	127点
注2~4に規定する場合	108点
情報通信機器を用いた場合	<u>94点</u>

【再診料】

再診料	<u>75点</u>
情報通信機器を用いた再診料	<u>75点</u>
再診料の注2	<u>55点</u>
再診料の注3	<u>38点</u>
再診料の注2に規定する場合	<u>28点</u>

【外来診療料】

外来診療料	<u>76点</u>
情報通信機器を用いた外来診療料	<u>75点</u>
外来診療料の注2・注3・注4	<u>56点</u>
外来診療料の注5	38点
注2~4に規定する場合	28点